























































































































































(2) 確認場所の消毒等

都道府県の家畜衛生担当部局は、関係機関・団体の協力を得て、当該野生いのししを確保した地点の消毒、必要に応じた通行の制限又は遮断を行う。

(3) 周辺の野生いのしし群におけるウイルスの浸潤状況確認

2の(2)による。なお、対象区域は当該野生いのししを確保した地点を中心とした半径10キロメートル以内の区域とし、対象期間は(2)の消毒終了後少なくとも28日間とする。

(4) 周辺の野生いのしし群におけるウイルス拡散防止対策

2の(3)による。なお、対象区域は当該野生いのししを確保した地点を中心とした半径10キロメートル以内の区域とし、対象期間は(2)の消毒終了後少なくとも28日間とする。

(5) 飼養豚での発生を早期に摘発するための対策

- ① 都道府県の家畜衛生担当部局は、当該野生いのししを確保した地点を中心とした半径10キロメートル以内の区域の全ての豚(いのししを含む。以下同じ。)飼養農場に対する立入検査を行い、死亡豚やひね豚の増加等の異状の有無を確認する。また、必要に応じて病性鑑定を実施するための検体を採材し、抗原検査又は血清抗体検査を実施する。
- ② 都道府県の家畜衛生担当部局は、当該野生いのししを確保した地点を中心とした半径10キロメートル以内の区域の全ての豚飼養農場に対し、(2)の消毒終了後少なくとも28日間、飼養豚の死亡状況等の報告を定期的に求める。